

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会中、特に議案の提出や撤回等について説明し、これらに関する見解を述べます。なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 提出者の変更について

定例会に提出された長提出の条例案を委員会に付託し、付託委員会で審査している間に長が死亡した。

このため、地方自治法の定めにより、副市長が職務代理となったことから、死亡した長の名前で提出された条例案は、長の死亡により自動的に撤回となるのか。また、撤回とならないならば、提出者を職務代理者の副市長に変更する必要があるのか。

A1 議案（事件）の撤回について会議規則上は、議会の承認（議決）が必要です。法令上は、提出者である長が欠けたことにより、議会に提出された議案（事件）が自動的に撤回されるという規定はありません。

長が提出した議案（事件）は、執行機関の代表者として長が提出したものであり、長個人の資格で提出したものではないと考えます。

連載③1

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部副部長
本橋 謙治

ので、仮に長が議案（事件）提出後に死亡などにより欠けた場合、そのことをもって自動的に撤回ということにはならないと考えます。このことから、議会は執行機関からの撤回の申出がない限り、審議、審査を行うことが可能です。よって、改めて提出者の変更を議会に求める必要はないと考えます。

なお、長が欠けたため、今後の議会での審議、審査においては、職務代理者である副市長が中心となって、対応することが考えられます。もし、職務代理者である副市長が当該議案（事件）の成立を何らかの理由で望まないならば、議会に対し速やかに議案（事件）の撤回を申し出るようになります。また、次の新しい長が前の長とは異なる市政運営を望んでおり、当該議案（事件）が新しい長が描く市政運営と異なるならば、同様に当該議案

（事件）の撤回を議会に申し出ることになります。

参考 標準市議会議規則

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

参考 地方自治法

第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の

上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

- 2 省略
- 3 省略

参考 行政実例（昭和30年9月2日）

第152条の職務代理者及び第247条の職務代行者は、原則として長の職務の全部を代行するものであるが、事の性質上他の代行を許さない事件は除外すべきものであって、例えば議会の解散、助役（現行法では副市町村長）、収入役（現行法では存在しない）の選任はできないものといわなければならない。

Q2 閉会後の発言取消しについて

定例会の最終日の本会議で一般質問における議員の長に対する発言が問題となった。このため、本会議を休憩し、執行機関を交えて議会運営委員会などで協議した結果、再開後の本会議で議員の発言取消で対応することになった。しかし、再開後の本会議では発言取消に関する手続が行われないうまま、議長が閉会を宣告した。このため、議長

議長に対し発言の取消について確認したところ、当該議員からの発言取消の申出がなかったため、手続を行わなかったとの説明を受けた。これに対し、議長が強く反発したため、議長が次善の策として、休憩中に発言取消命令を出したことにして対応することを提案した。

議長の発言取消命令を本会議で行わなくても、当該命令を出したとすることが可能なのか。

A2 議員の発言取消の方法には二つの方法があります。一つは、発言した議員本人からの発言取消の申出に基づき、議決により発言取消しの許可を得る方法です。もう一つは、地方自治法第129条に基づく議長の発言取消命令による方法です。この他に、他の議員から発言の取消しを求める動議が提出されて、これが可決される場合がありますが、当該動議が可決したことにより直ちに発言の取消しとはなりません。当該動議の可決を受けて、発言をした議員または議長が先に述べた方法による発言取消しの手続を行うことにより、発言取消しとなります。

Q2の場合、発言した議員本人からの発言取消しの申出がないことから、議長の発言取消

命令が考えられますが、議長の発言取消命令は、議場の秩序を保持するために認められた権限であることから、議場外、例えば休憩中に開催された議会運営委員会などの場ですすものではないと考えます。つまり、議長の発言取消命令は、本会議場ですすべきものです。よってQ2の場合、議長の発言取消命令が出されたと考えることはできず、当該議員の発言は取消しとはなりません。

なお、既に閉会となつていことから、もはや発言の取消しをすることはできません。よって次善の策として、発言した議員が次の定例会の冒頭に前の定例会における発言について取消しの希望を表明することにより、事実上の発言取消しとすることが考えられます。

参考 行政実例（昭和27年10月8日）

問一 議員の発言（例えば不穏当のような発言）に対して他の議員から取消しの動議が出された場合、議長は議事整理権により取消しの必要なしと判断して取り上げないことができないか。

二 動議であるから成立して取消しの議決がされた場合、議長は法的にこれに拘束されるか。

答一 設問の趣旨が明らかでないが、会議規則の定めるところにより、動議が成立し

たとしても、議長はこれに拘束されるものではない。

二 一により承知されたい。

参考 行政実例（昭和30年9月6日）

問 定例会において甲議員から乙議員（土木建築業）に対し、乙議員の市に対する請負の土木工事に不正があると指摘し、両者間で質疑応答がとりかわされたのであるが、議会終了後、乙議員から不穩当の個所がありこれの取消方を甲議員に要求した。その後議長、副議長等も中に入り折衝の結果甲議員は全面的に取消しを承諾した。

この場合、甲議員は、取消しの意思はあるが次期議会の当日やむを得ず出席できないとき、次の方法でその発言取消しができるか。

一 甲議員が発言取消しの書面で丙議員に委任することができるか。

二 甲議員が議長あてに何月何日の議会における発言中不穩当個所の全面取消しの書面をもって提出した場合。

答 設問の場合、二の方法により、議長から議会にその旨の報告をすることが適当である。

参考 地方自治法

第129条 普通地方公共団体の議会の会議

中この法律又は会議規則に違反しその他議

場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

参考 標準市議会会議規則

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第87条 前項の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第65条（発言の取消又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

Q3 再質問の可否について

本市では、一般質問について最初の質問は登壇して一括で行い、再質問以降は自席で一問一答で行うことになっ

ている。

ある議員が最初の一般質問を壇上で行った後、「以上で質問を終わります。」と発言し降壇した。執行機関がこれに対する答弁を行ったため、当該議員が再質問を行おうとしたところ、他の議員から「先の当該議員の発言において質問の終了を述べていることから、再質問は認めるべきではない」旨の議事進行発言があった。

一般質問を行った議員の当該発言をどのように解釈すればよいのか。

A3

質問を行った議員が執行機関からの答弁を受けて、さらに質問する必要がないと判断すれば、仮に質問のために与えられた時間や回数が残されていても、質問の終了を質問している議員自らが申し出ることには可能です。

Q3については、確かに質問の終了を述べていますが、執行機関の答弁の後にこのようなことを述べるならば、検討の余地はありますが、執行機関の答弁が行われる前に述べています。質問の終了は、先に述べたように、これ以上の質問の必要がないと質問者である議員が判断し、申し出ることにより成立するものです。執行機関の答弁が行われる前にこれ以上、質問する必要がないと判断することは、

常識的に考えにくいことから、当該発言は、登壇して行く最初の質問を終了するという意味での発言と解するのが適当と考えます。このような考えは、実際に当該議員が執行機関の答弁後に自席での再質問を行おうとしていたことから明らかです。

以上のことから、他の議員からの議事進行発言に対し、議長は先述見解を述べて再質問を認めるのが適当です。なお、議長が見解を述べるのに先立ち、円滑な議事運営を図るため、休憩し、議会運営委員会を開いて先述見解を確認した後に本会議を再開して議事進行発言に対応することも考えられます。

参考 標準市議会会議規則

第60条 質疑、討論が終ったときは、議長は、

その終結を宣告する。

2 省略

3 省略

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)

及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

Q4 議長の休会宣告の誤りについて

本市では、議決で休会を決定してい

る。今回も慣例により明日からの休会を散会前に議決したが、議長が次第書を読み間違えて、今日を含めた休会を議決してしまった。

この議決により、今日の本会議の議事は無効となるのか。また、当該宣告の訂正はどのようにすればよいか。なお、議長の口述は、「○月○日から△日まで休会」と述べている。

A4 結論から申し上げますと、休会の議決を

採った日の本会議の議事が無効となることはありません。

本会議を開いた当日を含めて議決をしたということですが、既に本会議が開かれていること、常識的に採決に参加した議員が、今現在開いている本会議を休会とする議決に賛成したとは考えにくいことから、これら議員は議長が諮った日を明日以降であると勘違いして採決に参加したと考えます。

以上のことから、冒頭に述べたように当該議決により、今日の本会議が休会となり当日の議事が無効となることはないと考えます。採決直後に議決内容に誤りがあったことに議会事務局が気づいたときは、直ちに議長に報告し、これを受けて議長が事実上の訂正宣言を行うことで対応することが可能と考えま

す。本来ならば、議長が諮る際に議会事務局が誤りを指摘したり、議場にいる議員が議長の誤りを指摘する発言を行うべきと考えます。

参考 標準市議会会議規則

第10条 市の休日は、休会とする。(参考)

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 省略

4 省略

参考 市議会議事次第書及び書式例

議長 おはかりします。

議事の都合により(議案調査、委員会審査のため等)○月○日から○月○日まで○日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議ないとき)

議長 ご異議なしと認めます。

よって○月○日から○月○日まで○日間休会することに決しました。

*議員からの動議による場合もある

Q5 長提出の議案に対し、本会議で修正案が提出された。修正案の採決を起立

案が提出された。修正案の採決を起立

で行ったところ、起立少数と議長が判断し、修正案の否決を宣告したところ、議場が騒がしくなったため、議長が議会事務局に確認したところ、実際は起立者が多数であったことが判明した。これを受けて、議長が議決結果の変更を宣告すること、つまり結果の訂正をすることは可能か。

A5 結論からいうと、できないと考えます。

確かに、採決の際の議長の発言を含めた発言の訂正を認めた事例があります。例えば、起立少数の旨を述べた後、可決と宣告しましたが、誤りであるため直ちにこれを否決と宣告し直したように、議長の認定行為とこれに基づく議決結果が一致しない場合を挙げることはできます。しかし、今回のケースは議長の認定行為とこれに基づく議決結果が一致しており、単なる言い間違いであると議場にいる議員は直ちに判断することができません。むしろ、今回のケースは議長の認定の誤りということとなります。

以上のことから、議長の認定行為とこれに基づく議決結果が一致しているなかで、議長の宣告により確定された議決結果を単なる言い間違いとして処理することは不適当と考えます。よって、今回のケースについては、議

長の発言訂正という方法で処理するのではなく、標準市議会会議規則第70条第2項に基づいて議員から「異議」の申出を行い、この異議を成立させて記名または無記名による投票表決で当該修正案の採決を再度行い、賛成多数で可決の宣告を行うのが適当と考えます。なお、異議の申出は次の議題に入る前までに行うとされていることから、原案の採決を上記運営により可決させた後、残りの原案の採決は、起立による採決が可能です。

参考 標準市議会会議規則

第70条 議長が表決をとらうとするときは、

問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

参考 市議会議事次第書及び書式例

議長 ただいまの議長の宣告に対しご異議があります。

この場合の異議の申立は、会議規則第70条第2項の規定により〇人以上を必要とした

します。

よって異議ある諸君の起立を求めます。

(起立)

(起立〇人未満の場合)

議長 起立〇人未満であり、異議の申立は成立いたしません。

よって議長の宣告は確定いたしました。

(起立〇人以上の場合)

(起立〇人以上であり、異議の申立は成立いたしました。)

議長 起立〇人以上であり、異議の申立は成立いたしました。

よって「第〇号議案(〇〇の件)」については、記名(無記名)投票をもって採決いたします。

Q6 採決の対象となる事件の宣告について

当市議会では、慣例により採決の際、議長は採決の対象となる事件(議案)名と事件(議案)番号を述べた上で採決を行っている。

今回、ある議案の採決の際、当該議案に対する賛否が拮抗しているために討論が白熱したために多少の議場の混乱が生じた。このため、議長が事件(議案)名を述べず、事件(議案)番号のみを述べた上で採決を行った。これに

対し、一部の議員が事件（議案）名を宣告しないで採決を行ったことは違法であり、無効であるという申し入れを議長に行ってきた。

採決の際、採決の対象となる事件（議案）番号だけではなく、事件（議案）名も述べなければならないのか。

A6 結論からいうと必ずしも事件（議案）名を採決の際に述べなければならないというわけではありません。要は、これから議会の議決に付す、採決の対象となる事件が何なのか議員が理解できる程度のものを議長が宣告すれば良いと考えます。

したがって、Q6のように事件（議案）番号のみの宣告による採決は問題ないと考えます。事実、会議規則が定める表決に付する問題について、議案の文言を逐一正確に述べることを要求しているものではなく、議員に対しこれよりいかなる議案につき表決がなされるようとしているかを周知せしめる程度の告知をもって足りるものと解すべきとした司法の判断があります。今後は、Q6のような意見が議員から出されないようにするために、採決においては必ずしも事件（議案）名と事件（議案）番号を述べる必要はなく、いずれか一方を述べれば良いことを議会運営委員会な

どで確認し、各議員に周知しておくことが適当です。

参考 標準市議会会議規則

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、

表決に付する問題を宣告する。

参考 大阪地裁 昭和33年4月24日判決

町議会会議規則中の「議長は、表決をとろ

うとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。」旨の規定にいう「問題の宣告」とは、議案の文言を逐一正確に述べることを要求しているものではなく、議員に対しこれよりいかなる議案につき表決がなされるようとされているかを周知せしめる程度の告知をもって足りるものと解すべきである。

参考 市議会議事次第書及び書式例

議長 これより「第〇号議案（〇〇の件）」を

採決いたします。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）

逐条地方自治法（学陽書房）

議会運営実務提要（ぎょうせい）

地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）

地方自治法質疑応答集（第一法規）